

平成23年度

特別区（東京23区）職員 Ⅲ類 採用試験案内

T O K Y O
23区

◆この採用試験は、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）が採用する職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

平成23年6月15日
特別区人事委員会

1 主な日程

申込受付期間 ※いずれかの方法で 申し込んでください	◇インターネット 6月15日（水）午前10時～8月10日（水）（受信有効）
	◇郵送（郵便局で必ず「簡易書留郵便」扱いにしてください。） 6月15日（水）～8月10日（水）（消印有効） →消印が上記受付期間以外のもは受理しませんのでご注意ください。
	◇持参 8月11日（木）・12日（金）の2日間 午前8時30分～午後5時 →東京23区の各区役所人事担当課又は特別区人事委員会事務局にて受け付けます。
第1次試験	◆試験日 9月11日（日）
	◆合格発表日 10月17日（月）午前10時
第2次試験	◆試験日 10月26日（水）～10月28日（金）の間で指定する1日
最終合格発表	◆合格発表日 11月9日（水）午前10時

2 試験区分及び採用予定数等

試験区分	採用予定数	主な勤務予定先（例示）	主な職務内容
事務	115名程度	本庁各課（戸籍住民課、企画財政課、まちづくり課など）、出張所、保健福祉センター等	一般行政事務

3 受験資格

以下の①～③の事項をよく読んだうえ、受験資格を確認してから申し込んでください。
なお、申込書記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

① 日本国籍を有し、活字印刷文による出題に対応できる人で、次の年齢要件に該当する人

★ 平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

② 地方公務員法第16条の各号の一に該当する人は受験できません。（8ページ参照）

③ 現に特別区等の職員である人は受験できません。別に定める能力認定実施要綱に従って、所属の人事担当課を通じて申し込んでください。ただし、現に特別区等の職員で、教育公務員、臨時的任用職員、非常勤職員又は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」若しくは「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

4 各特別区等の採用予定数

表の説明

- ・採用予定数は、平成23年6月1日現在のものです。
- ・若干名…平成24年度の採用予定数が1～4名程度であることを示します。
- ・無印…現在は採用を予定していないことを示します。ただし、平成23年度の途中に需要が生じた場合は、採用を行うこともあります。
- ・**人厚組合** 特別区人事・厚生事務組合／**競馬組合** 特別区競馬組合／**清掃組合** 東京二十三区清掃一部事務組合

事務 採用予定数 115名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
		7名程度	若干名	若干名		若干名	5名程度	若干名	5名程度	5名程度	5名程度	5名程度	
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	若干名	13名程度	若干名		若干名	18名程度	5名程度	5名程度	10名程度	10名程度			若干名

●特別区等一覧表

区名等	本庁所在地	面積(km ²)	人口(人)	職員数(人)
千代田区	千代田区九段南1-2-1	11.64	50,587	1,054
中央区	中央区築地1-1-1	10.09	121,961	1,470
港区	港区芝公園1-5-25	20.34	227,305	2,192
新宿区	新宿区歌舞伎町1-4-1	18.23	319,624	2,772
文京区	文京区春日1-16-21	11.31	198,702	1,809
台東区	台東区東上野4-5-6	10.08	181,259	1,660
墨田区	墨田区吾妻橋1-23-20	13.75	250,182	2,000
江東区	江東区東陽4-11-28	39.94	472,429	2,857
品川区	品川区広町2-1-36	22.72	362,954	2,635
目黒区	目黒区上目黒2-19-15	14.70	261,619	2,251
大田区	大田区蒲田5-13-14	59.46	693,393	4,593
世田谷区	世田谷区世田谷4-21-27	58.08	852,117	5,126
渋谷区	渋谷区宇田川町1-1	15.11	207,102	2,051
中野区	中野区中野4-8-1	15.59	311,207	2,268
杉並区	杉並区阿佐谷南1-15-1	34.02	538,475	3,678
豊島区	豊島区東池袋1-18-1	13.01	265,897	2,050
北区	北区王子本町1-15-22	20.59	333,992	2,492
荒川区	荒川区荒川2-2-3	10.20	204,837	1,571
板橋区	板橋区板橋2-66-1	32.17	535,759	3,623
練馬区	練馬区豊玉北6-12-1	48.16	707,280	4,862
足立区	足立区中央本町1-17-1	53.20	667,891	3,614
葛飾区	葛飾区立石5-13-1	34.84	450,085	3,078
江戸川区	江戸川区中央1-4-1	49.09	680,469	3,795
特別区人事・厚生事務組合	千代田区飯田橋3-5-1			242
特別区競馬組合	品川区勝島2-1-2			82
東京二十三区清掃一部事務組合	千代田区飯田橋3-5-1			1,189

- * 面積、人口及び職員数は、平成23年1月1日現在のものです。
- * 東京二十三区清掃一部事務組合の主な勤務先は、本庁及び23区内の各清掃工場等です。

●平成20年度～平成22年度 Ⅲ類採用試験実施状況

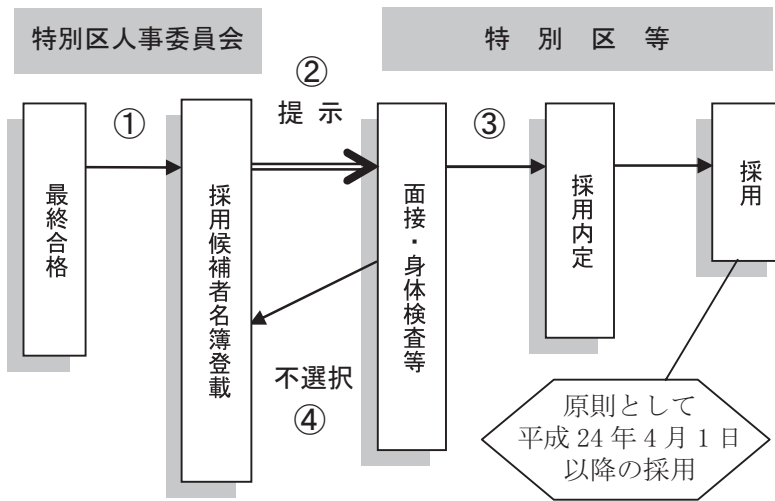
試験区分	年度	採用予定数	受験者数	最終合格者数	倍率
事務	20	160名程度	2,504名	272名	9.2倍
	21	145	2,443	292	8.4
	22	130	2,784	231	12.1

5 試験の内容及び合格発表

第 1 次 試 験	
日時	平成 23 年 9 月 11 日 (日) 午前 9 時 20 分集合～午後 2 時 30 分終了 (予定)
会場	都内の大学等
方法	<p>◆8月23日(火)以降に発送する受験票で会場を指定します。</p> <p>◆申込者の都合による試験会場の変更はできません。</p> <p>◆試験会場及び会場の最寄駅付近で、有料で合否の連絡を請け負う業者がいる事例がありますが、当人事委員会とは一切関係ありません(試験当日に当人事委員会が現金を請求することはありません)。</p> <p>(1)教養試験(2時間)・・・一般教養についての五枝択一式(50題中45題解答) ①知能分野(28題必須解答)文章理解(英文を含む)、判断推理、数的処理、資料解釈、空間把握 ②知識分野(22題中17題選択解答) 社 会・・・現代社会(時事を含む)、日本史、世界史、地理、倫理、政治・経済 理 科・・・物理、化学、生物、地学 その他・・・国語、芸術</p> <p>(2)作文(1時間20分)・・・課題式 字数は600字以上1,000字程度</p>
法	<p>◆この試験の出題の程度は、高校卒業程度のものであります。</p> <p>◆試験問題は、持ち帰ることができます。</p> <p>◆五枝択一式問題の正答は、第1次試験終了後に公表します。予定時期は次のとおりです。 ①ホームページ 平成23年9月15日(木)午前10時～平成23年9月22日(木)午前10時 ②各区役所及び特別区自治情報・交流センター(東京区政会館4階)平成23年9月20日(火)～</p> <p>◆平成22年度の試験問題及び五枝択一式問題の正答は、各区役所及び特別区自治情報・交流センター(東京区政会館4階)で閲覧できます。また試験問題については、ホームページにも掲載しています(ただし、著作権等により掲載していない問題もあります)。</p>
合格発表	平成 23 年 10 月 17 日 (月) 午前 10 時
合格発表	<p>◆合格発表の掲示場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ(合格者の受験番号) ・東京区政会館1階(合格者の受験番号) <p>※なお、受験者全員に、合否の結果を郵送で通知します。10月20日(木)までに届かない場合は、人事委員会事務局任用課に照会してください。</p> <p>◆希望者に対し、不合格時、総合の順位及び得点を結果通知にて提供します(第1次試験時に希望をとります)。</p>
第 2 次 試 験	
日時	平成 23 年 10 月 26 日 (水) から平成 23 年 10 月 28 日 (金) までの間で指定する 1 日 ◆指定された日時の変更はできません。
会場	都内で実施
会場	◆試験日、集合時間及び試験会場は、第1次試験合格通知と併せてお知らせします。
方法	口述試験 主として人物についての個別面接
最 終 合 格 発 表	
日時・場所	平成 23 年 11 月 9 日 (水) 午前 10 時
日時・場所	<p>◆第1次試験、第2次試験の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。</p> <p>◆合格発表の掲示場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ(合格者の受験番号) ・東京区政会館1階(合格者の受験番号) <p>※なお、受験者全員に、合否の結果を郵送で通知します。</p> <p>◆希望者に対し、第1次試験と第2次試験との総合の順位及び得点を結果通知にて提供します(第1次試験時に希望をとります)。</p>

※最終合格から採用までの流れについては、4ページを参照してください。

6 採用の方法及び時期



- ①最終合格者は、採用候補者名簿に高点順に登載されます。
- ②特別区人事委員会は、採用候補者の第1希望区を重視し、特別区等へ高点順に提示します。なお、特定の特別区等へ希望が集中した場合は、希望どおりに提示できないこともあります。
- ③特別区等は、面接・身体検査等を行い、その結果に基づいて採用候補者に内定を出します。
- ④特別区等で不選択になった場合は、採用候補者名簿に戻されます。特別区等の欠員状況に応じて再び特別区等へ提示します。ただし、欠員状況によっては提示できないこともあります。なお、名簿の有効期間は原則1年間です。

●申込書等の記載事項に偽りがある場合は、採用候補者名簿から削除されます。

7 受験手続

(1) 申込方法

次のうち、いずれか一つの方法で申し込んでください(できる限りインターネットによる申込みをお願いします)。
※重複申込みについては、消印(受信)の早いもののみ受理します。

①インターネットによる方法

受付期間	平成23年6月15日(水) 午前10時から 8月10日(水) まで(受信有効)
アドレス	http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm

- ◆上記アドレス(特別区人事委員会のホームページ)へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください。
- ◆プリンタを持っていないなど、受験票をダウンロードし、印刷することができない人は、「②申込書記載による方法」で申し込んでください。
- ◆申込みの際に設定したID、パスワードは受験票のダウンロード等に必要となりますので、必ずメモ等をして保管し、なくさないようにしてください。パスワード等の照会は、理由を問わず応じられませんので注意してください。

②申込書記載による方法

【ア 郵送申込】

受付期間	平成23年6月15日(水) から 8月10日(水) まで(消印有効)
あて先	〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 特別区人事委員会事務局任用課

- ◆所定の申込書に必要事項を記入し(6~7ページ参照)、50円切手を貼付して、「簡易書留郵便」で上記あて先へ郵送してください。
- ※普通郵便等で郵送した場合の事故については、責任を負いません。
- ※50円切手は、受験票送付に係る郵送料になります。

【イ 持参申込】

受付期間	平成23年8月11日(木)・12日(金) 午前8時30分から午後5時まで
持参場所	東京23区の各区役所人事担当課 または 特別区人事委員会事務局任用課

- ◆所定の申込書に必要事項を記入し(6~7ページ参照)、50円切手を貼付して持参してください。
- ※50円切手は、受験票送付に係る郵送料になります。

(2) 受験票の交付

受験票の発送日	平成 23 年 8 月 23 日 (火) 午前 10 時以降
---------	--------------------------------

- ◆インターネット申込みの場合は、上記日時に受験票発行通知メールを送信します。メール受信後に、受験票をダウンロード・印刷してください。
- ◆受験票に必要な事項を記入し、写真 1 枚 (4 cm×3 cm、上半身脱帽正面向き) を必ず貼って、試験当日に会場へ持参してください。
- ◆平成 23 年 8 月 30 日 (火) までに受験票が届かない場合は、特別区人事委員会事務局任用課に照会してください。

(3) その他の注意事項

車椅子を使用して受験する人は、試験会場準備のため、申込み前に特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

8 勤務条件

(1) 初任給等

初任給	約 168,700 円
-----	--------------------

※この初任給には、地域手当(18%)を含んでいます。

- ・この初任給は平成 23 年 4 月 1 日のものです。採用前に職務経験等がある場合には、一定の基準により加算されます。
- ・この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・なお、採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務時間

職員の勤務時間は 1 週間あたり 38 時間 45 分で、原則として土曜・日曜が休みとなっています。

(3) 休暇等

年次有給休暇は原則として 1 年間に 20 日です。そのほかに慶弔休暇、生理休暇、妊娠出産休暇、育児休業等も設けられており、職員が安心して働き続けられるための制度が整っています。

(4) 公平な昇任制度

職員の昇任は、学歴などによらない能力主義に基づく公平な昇任制度になっています。採用後一定の期間をおいたあとに、各ステップごとの選考、つまり昇任へのチャンスが平等に用意されています。

23区・組合にはそれぞれの個性があります!

- ◆各区・組合ごとに個性豊かな魅力と政策ビジョンがあります。ぜひ、あなた自身で確かめて、希望区を選択してください。
- ◆採用された区・組合で、原則として定年まで勤務することになります。希望区を記入できるのは、申込時の 1 回のみで、その後は変更ができませんので慎重に記入してください。
- ◆各区・組合の情報は、特別区のパンフレットや、各区・組合のホームページでご覧ください。特別区人事委員会ホームページから、各区・組合のホームページへリンクしています。

→アドレス <http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>

(※希望区を選択しない場合でも、合否には影響しません。)

9 申込書記入上の注意

- 申込書は、黒か青のボールペン又はインクで、記入漏れのないよう、丁寧に記入してください。
※次ページの記入例を参照してください。

記入年月日	◆申込書を記入した日を書いてください。																																																																						
氏名（自筆）	◆署名も兼ねています。申込書の記載内容をよく確認した上、必ず本人が漢字で記入してください。																																																																						
氏名（フリガナ）	◆カタカナで記入して、姓と名の間を1マス空け、また濁点・半濁点は1字としてください。																																																																						
性別	◆該当する番号に○を記入してください。																																																																						
生年月日	◆生年月日を和暦で記入してください。 ◆年月日の数字が1ケタの場合は、始めに「0」を入れてください。																																																																						
希望区	<p>◆希望する特別区等を、下の「特別区等コード一覧表」から選んで、第1希望から第3希望まで順番に、その番号を記入してください。この希望区は、当人事委員会が最終合格者（採用候補者）を特別区等に提示する際に活用しますので、希望区がある方は、必ず記入してください。なお、希望区の記入がなくても、採用試験の可否には一切関係ありません。また、特定の特別区等に希望が集中した場合などは、必ずしも希望どおりに提示できるとは限りません。</p> <p>◆希望区を記入できるのは申込み時の1回だけで、その後は変更できません。</p> <p>特別区等コード一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区名等</th> <th>番号</th> <th>区名等</th> <th>番号</th> <th>区名等</th> <th>番号</th> <th>区名等</th> <th>番号</th> <th>区名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>千代田区</td> <td>06</td> <td>台東区</td> <td>11</td> <td>大田区</td> <td>16</td> <td>豊島区</td> <td>21</td> <td>足立区</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>中央区</td> <td>07</td> <td>墨田区</td> <td>12</td> <td>世田谷区</td> <td>17</td> <td>北区</td> <td>22</td> <td>葛飾区</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>港区</td> <td>08</td> <td>江東区</td> <td>13</td> <td>渋谷区</td> <td>18</td> <td>荒川区</td> <td>23</td> <td>江戸川区</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>新宿区</td> <td>09</td> <td>品川区</td> <td>14</td> <td>中野区</td> <td>19</td> <td>板橋区</td> <td>24</td> <td>特別区人事・厚生事務組合</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>文京区</td> <td>10</td> <td>目黒区</td> <td>15</td> <td>杉並区</td> <td>20</td> <td>練馬区</td> <td>25</td> <td>特別区競馬組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>26</td> <td>東京二十三区清掃一部事務組合</td> </tr> </tbody> </table>	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	01	千代田区	06	台東区	11	大田区	16	豊島区	21	足立区	02	中央区	07	墨田区	12	世田谷区	17	北区	22	葛飾区	03	港区	08	江東区	13	渋谷区	18	荒川区	23	江戸川区	04	新宿区	09	品川区	14	中野区	19	板橋区	24	特別区人事・厚生事務組合	05	文京区	10	目黒区	15	杉並区	20	練馬区	25	特別区競馬組合									26	東京二十三区清掃一部事務組合
番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等	番号	区名等																																																														
01	千代田区	06	台東区	11	大田区	16	豊島区	21	足立区																																																														
02	中央区	07	墨田区	12	世田谷区	17	北区	22	葛飾区																																																														
03	港区	08	江東区	13	渋谷区	18	荒川区	23	江戸川区																																																														
04	新宿区	09	品川区	14	中野区	19	板橋区	24	特別区人事・厚生事務組合																																																														
05	文京区	10	目黒区	15	杉並区	20	練馬区	25	特別区競馬組合																																																														
								26	東京二十三区清掃一部事務組合																																																														
最終学歴コード	<p>◆該当する番号を下表から選び、記入してください。また、卒業見込みでない在学中の人及び中退の人は、その1つ前の学歴の番号を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学歴区分</th> <th>短大 卒・卒見</th> <th>高専 卒・卒見</th> <th>専修学校 卒・卒見</th> <th>高校 卒・卒見</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	学歴区分	短大 卒・卒見	高専 卒・卒見	専修学校 卒・卒見	高校 卒・卒見	左記以外	番号	5	6	7	8	9																																																										
学歴区分	短大 卒・卒見	高専 卒・卒見	専修学校 卒・卒見	高校 卒・卒見	左記以外																																																																		
番号	5	6	7	8	9																																																																		
連絡先	◆確実に連絡が取れる電話番号を2ヶ所記入してください（携帯電話あるいは実家等で伝言を依頼できる場所を含む）。																																																																						
受験票等郵送先	<p>◆受験票等郵送先の郵便番号及び住所を記入してください。</p> <p>◆住所は、都道府県名を省略し、上欄には漢字で、下欄にはカタカナでそれぞれ記入してください。</p> <p>◆方書がある場合は「〇〇様方」と記入してください。</p> <p>◆カタカナの記入は、区市町村等の区切りで1マス空けてください。濁点・半濁点は1字とし、アパート名・室番号も記入してください。</p> <p>◆「丁目・番・号・号室」等は、省略して書いてください。</p> <p>◆1段目で書ききれない場合は、2段目以降に続けて記入してください。</p>																																																																						
切手貼付	◆受験票送付に係る郵送料として、50円切手1枚を必ず貼付してください。																																																																						

訂正の仕方

- ◆訂正の場合は、該当箇所を二重線で消して、訂正してください（訂正印は不要）。
- ◆修正液は使わないでください。

＜特別区職員採用試験の受験申込みにあたって＞

特別区職員採用試験は、皆さんの申込みによって準備が進められます。これらは、区民の皆さんに納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、**試験の申込みをした人は必ず受験するようお願いします。**

【申込書記入例】～記入の際の参考にしてください～

※受験資格（生年月日等）をよく確認のうえ、申込書の記入をしてください。
 ※各項目の詳細は、「申込書記入上の注意（6ページ）」を参照してください。

平成 23 年度 特別区職員 Ⅲ類 採用試験申込書

私は、特別区職員Ⅲ類採用試験を受験したいので申し込みます。なお、私は採用試験案内に掲げてある受験資格をすべて満たし、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当していません。
 また、この申込書のすべての記載内容は事実と相違ありません。〔氏名(自筆)の欄に必ず自署してください。〕

経 由 区		※(区名)
※(受理台帳)	※(申込整理票)	
記入年月日 平成 23 年 6 月 15 日		

申込書記入日

(フリガナ)		イイタハシハナコ
氏 名 (自筆)		飯田橋 はな子
(漢字)		飯田橋 はな子
生 年 月 日		4 0 2 0 4 0 2
試 験 区 分		事務 3 4 1
年 号		4 0 2 0 4 0 2
希 望 区		第 1 第 2 第 3
最終学歴コード		8
受験票等郵送先郵便番号		1 0 2
受験票等郵送先 (都道府県名省略)		東京都
連絡先 1		(03) 5210-0000
連絡先 2		(090) 5210-0000
△△△区飯田橋12-3-46 メゾン特別区101号室		
(下欄にカタカナで、アパート名・室番号・同居先まで記入してください。)		
トウキョウト △△△ク イイタハシ 12		
- 3 - 4 6 メソントクヘツク 101 ユニ		
タニツ		

(注意事項)

- 1 申込書記入上の注意（試験案内6～7ページ参照）をよく読んでから記入してください。
- 2 ※欄には何も記入しないでください。
- 3 封筒には入れずに申し込んでください。
- 4 受験票送付に係る郵送料として、下の切手貼付欄に必ず50円切手1枚を貼付してください。

(記入不要) → ※

【切手貼付欄】

50円切手1枚をこの欄に貼ってください。

申込書記入日を記入してください。

受験資格に該当しているか確認のうえ、必ず本人が署名してください。

希望区の番号を間違いのないよう確認のうえ、記入してください。

都道府県名は、記入する必要はありません。間違えて記入した部分は、二重線を引いたうえで訂正してください。また、区市町村等の区切りで1マス空けてください。濁点・半濁点は1字とし、アパート名・室番号も記入してください。ただし、丁目・番・号・号室等は省略して書いてください。

すべての必要事項記入後、個人情報保護シールを貼付してください。

必ず50円切手1枚を貼ってください。

50円切手1枚を忘れずに貼ってください。 →

◆地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、特別区人事・厚生事務組合個人情報の保護に関する条例に基づき適切に管理しています。当委員会では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、各区等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

問合せ先 特別区人事委員会事務局任用課採用係

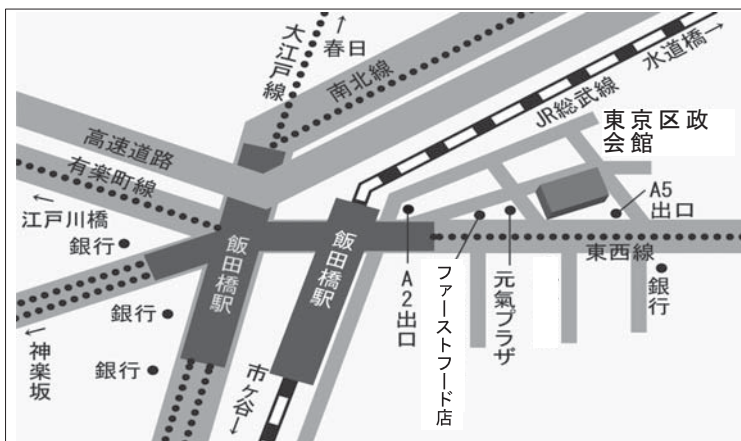
〒102 - 0072 千代田区飯田橋3 - 5 - 1

【電話】 (03)5210-9787(直通)

【インターネット】 <http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>

(上記ホームページから採用試験の申込みができます。)

【案内図】



特別区人事委員会事務局

[東京区政会館16階]

【交通機関】

- ・JR総武線「飯田橋駅」東口 徒歩2分
- ・東京メトロ東西線「飯田橋駅」
A5出口 すぐ
A2出口 徒歩1分
- ・東京メトロ有楽町線・南北線、都営大江戸線
「飯田橋駅」 A2出口 徒歩1分

明日の特別区をともに築いていきましょう！

特別区は区民の皆さんの多種多様な要望を実現するために、それぞれに独自の施策を打ち出し、お互いに切磋琢磨しながら先進的な自治体として発展をしてきました。そしてこれからも、区民が豊かさを実感できるよう取り組んでいきます。

それだけに特別区には多くのやりがいがあります。自分の力を発揮する場として、また自分を成長させる場として、特別区はみなさんにとって素晴らしいステージとなるはずです。

すべての区民の未来が希望にみちあふれたものとなるよう、一緒に挑戦していきましょう！